

■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

✓ 欄	申請者の要件
	① 所有権を有する者又は所有者の承諾をうけた者である。
	② 市税を滞納していない。
	③ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。
	④ 10年以上地域活性化の目的で活用する。（10年間活用状況の報告が必要）
	⑤ 住宅等の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行う。

✓ 欄	住宅リフォームの要件
	① 住宅等である。
	② 60万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く）でリフォームする。
	③ 市内の施工業者が行う。
	④-1 建築着工日が昭和56年6月1日以降である。
	④-2 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震住宅）の場合、リフォーム後の実績報告時に耐震診断結果を提出できる。
	⑤ 1年以上空き家である。

・リフォーム工事契約前に申請が必要です。

・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。

・耐震診断は活用する住宅の状況を知っていただくために実施するもので、耐震改修工事は必須ではありません。

・木造住宅の耐震改修については、別途補助制度があります。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

akiya@city.okayama.jp



岡山市
OKAYAMA CITY

令和8年度
岡山市空家等適正管理支援事業

地域活性化リフォーム補助金

空き家の再生活用の促進を図るため、空き家のリフォーム費用の一部を補助する制度です。

1年以上空き家
又は
空き家バンク登録物件

空き家地域活性化のために
活用するもの
（滞在体験施設、交流施設、
体験学習施設、創作活動施設等）



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年12月18日(金)まで

(令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

補助率

補助対象経費
(リフォーム費用) の 2/3

補助
上限額

150 万円

▼申請書類



▼木造住宅の
耐震改修

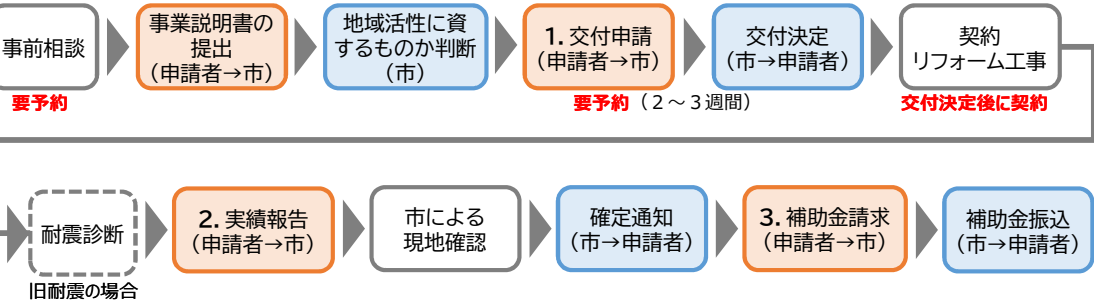


▼住宅リフォーム
補助一覧



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書（様式第1号）
	② 住民票
	③-1 不動産登記事項証明書（建物）又は登記情報提供サービスによる登記情報 <所有者が複数いる場合> ③-2 補助金の申請に係る同意書（参考様式） <建物登記がない場合> ③-3 遺産分割協議書など所有権が確認できるもの
	④ 市税の滞納無証明書
	⑤ 電気又は水道使用量の明細書など（1年以上空き家であることがわかるもの）
	⑥ リフォーム工事の見積書（施工場所、施工内容がわかるもの）（作成年月日、施工者の名称、所在地、押印があるもの）
	⑦ 付近見取図
	⑧ 各階平面図（リフォーム部分がわかるもの）
	⑨ 外観及びリフォームを行う部分の写真（申請から2か月以内の撮影日のあるもの）
	<建築確認申請が必要な場合> ⑩ 確認済証の写し
	⑪ 消費税仕入額控除確認書（参考様式）
	<代理受領の場合> ⑫ 代理受領（予定・変更）届出書（様式第9号）
	<交付決定後に提出が必要> ⑬ 債権者登録申請書

■ 補助対象経費

- ・リフォーム工事…屋根の葺き替え、外壁の張替え、給湯設備の設置、浴室・トイレのリフォーム 等
- ・附帯工事…家財道具等の搬出処分、屋内の清掃、屋外の雑草などの除却(リフォーム工事の1/5を上限とする)
- ・住宅等の取得経費(用地費を除く)

✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書（様式第6号）
	② 工事請負契約書の写し（契約日は補助金交付決定日以降の日付であるもの）
	③-1 リフォーム工事の領収書及び明細書の写し（作成日、施工業者の名称、所在地及び押印があるもの。一式計上は不可） <代理受領の場合> ③-2 リフォーム工事費から補助金額を差し引いた額の領収書の写し <代理受領の場合> ③-3 内訳報告書（様式第11号）
	④ リフォーム部分の施工前、施工中、施工後の写真
	⑤ 住宅等の管理に係る契約書等
	<建築確認申請が必要な場合> ⑥ 検査済証の写し <昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合> ⑦ リフォーム後の耐震診断結果報告書の写し

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書（様式第8号）
	② 補助金確定通知書（実績報告後に市が作成するもの）の写し
	<代理受領の場合> ③ 代理受領に係る委任状（様式第12号）

・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

■必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください

- ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど
そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
- ・不動産登記事項証明書(建物)…岡山地方方法務局(岡山市北区南方一丁目3番58号)
オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
- ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます

